

23年度税制改正の積み残し事項の取扱いについて(国税)

税関係協議結果(抜粋)

(平成 23 年 11 月 10 日 民主党・自由民主党・公明党 税制調査会長)

- 23年度改正事項のうち積み残し分については、平成 24 年度税制改正又は税制抜本改革に合わせ成案を得るよう、各党でそれぞれ努力する。

1. 個人所得課税

- 給与所得控除の上限設定(給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円)
- 特に高額な役員給与等に係る給与所得控除の見直し
- 特定支出控除の見直し
 - 「職業上の団体の経費」の取扱い
- 成年扶養控除の縮減(低所得者・障害者等は存続)
- 短期勤務の役員退職金課税の見直し

2. 資産課税

- 相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し等
- 贈与税の税率構造の緩和、相続時精算課税の対象拡大(孫)

3. 消費課税

- 地球温暖化対策のための税の導入(石油石炭税の税率の上乗せ)

(参考) 納税環境整備については、23 年度税制改正法(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律)附則第 106 条において、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」との規定が盛り込まれているところ。